

平成31年第1回奥州市議会臨時会付議事件

(平成31年1月16日)

- 議案第1号 奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第2号 過疎地域とみなされる区域に係る奥州市過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて
- 議案第3号 平成30年度奥州市一般会計補正予算（第11号）

議案第1号

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年1月16日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市病院事業管理者の退職に伴い、平成31年2月1日から同年3月31日までの間、奥州市病院事業に奥州市病院事業管理者を置かないこととし、もって市長がその権限を行うため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市病院事業の設置等に関する条例（平成27年奥州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（管理者の設置の特例）

- 4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月1日から同年3月31日までの間、法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、病院事業に管理者を置かない。

（管理者の権限の特例）

- 5 前項の規定により病院事業に管理者を置かない間、管理者に関するこの条例及び他の条例（奥州市病院事業管理者の給与に関する条例（平成27年奥州市条例第4号）を除く。）並びに市の機関の定める規則及び規程の規定は、管理者の権限を行う市長に関する規定とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第4項の規定により奥州市病院事業に奥州市病院事業管理者を置かないこととする日の前日までに奥州市病院事業管理者が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ奥州市病院事業管理者の権限を行う市長が行った処分、手続その他の行為とみなす。奥州市病院事業管理者に対して行われた手続その他の行為についても、同様とする。

議案第2号

過疎地域とみなされる区域に係る奥州市過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて

奥州市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により適用される同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年1月16日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

小学校空調設備整備事業、中学校空調設備整備事業及び幼稚園空調設備整備事業を実施するため、本計画を変更しようとするものである。

過疎地域とみなされる区域に係る奥州市過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の一部を次のように変更する。

7 教育の振興(2)その対策ウ学校教育中「○ 学校評議員制度等を取り入れ、学校・家庭・地域が一体となって、地域に開かれた学校づくり、魅力ある学校経営、特色ある教育課程の推進を図ります。」の前に次のように加える。

○ 施設や設備等、教育環境の充実に努めます。

7 教育の振興(3)計画の表 6 教育の振興の部中

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
給食施設	給食車購入事業	奥州市	を
	学校給食施設整備事業	奥州市	
(3)集会施設、体育施設等 体育施設	江刺武道館管理運営事業	奥州市	」
	カルチャパーク管理運営事業	奥州市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
給食施設	給食車購入事業	奥州市	に改める。
	学校給食施設整備事業	奥州市	
(2)幼稚園	幼稚園施設整備事業	奥州市	
(3)集会施設、体育施設等 体育施設	江刺武道館管理運営事業	奥州市	」
	カルチャパーク管理運営事業	奥州市	

議案第3号

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第11号）

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定める。

平成31年1月16日提出

奥州市長 小 沢 昌 記